

岐阜市観光ポスター企画デザイン業務委託仕様書

1 業務名 岐阜市観光ポスター企画デザイン業務委託

2 期間 契約締結日から令和8年11月30日まで

3 業務場所 発注者が指定する場所

4 業務の内容

下記デザインテーマを表現した岐阜市観光ポスターの企画デザイン及び電子データの作成

(1) デザインテーマ 1300年の灯、ぎふ長良川とともに未来へ

・岐阜市では、宮内庁式部職という身分を与えられた6名の鵜匠が、代々受け継いできた技により、鵜と心を通わせながら織り成す伝統漁法「ぎふ長良川の鵜飼」が、今もなお夏の夜を彩っている。1300年以上にわたり受け継がれてきたこの鵜飼は、岐阜市が誇る伝統文化であると同時に、市民の日常に寄り添い、世代を超えて親しまれてきたかけがえのない存在である。本業務では、長年にわたり岐阜市の観光を支えてきた鵜飼の歴史と魅力を、市民にとって身近で愛着ある文化として可視化し、岐阜市を象徴する文化資産としてのブランド力をさらに高めていくことを目的とする。

(2) 企画デザイン要件

① 企画デザインについては、提出されたデザイン案、企画提案書等に基づき、契約の締結後に発注者と協議の上調整し、新たに作成するものとする。

② キャッチコピー、挿入する画像、文字等については、発注者と協議の上決定するものとする。ただし、次のア～クについては必ず記載すること。

ア ろぎふ長良川の鵜飼 開催期間（5月11日～10月15日）

イ 岐阜市鵜飼観覧船事業市営100周年記念事業ロゴ（データ支給）

ウ 「岐阜市」の文字及び岐阜市章

エ 公益財団法人岐阜観光コンベンション協会

TEL (058)266-5588 <https://www.gifucvb.or.jp/> とそのQRコード

岐阜市鵜飼観覧船事務所

TEL (058)262-0104 <https://www.ukai-gifucity.jp/ukai/> とそのQRコード

オ 岐阜市の位置関係がわかる図

カ 名古屋からJR岐阜駅及び名鉄岐阜駅までのアクセス方法及び時間

キ 日本遺産ロゴマーク（データ支給）及び日本遺産『「信長公のおもてなし」が息づく戦国城下町・岐阜』の文字

ク 「Cormorant Fishing on the Nagara River」及び「UKAI」（※英語版のみに記載）

③ 令和9年の鵜飼観覧船事業市営100周年を記念し、鵜飼を中心に岐阜市の魅力を強調

すること。

- ④ 岐阜城は改修工事で休館するため、メインビジュアルには使用しない等考慮すること。

5 ポスターの規格

(1) サイズ

B 1 サイズ・ B 2 サイズ（縦）及び B 3 サイズ（横）

ただし、 B 2 サイズ（縦）は、 B 1 サイズ（縦）と同じデザインとする。

(2) B 3 サイズ（横）ポスターの余白について

天の部分に 30mm 余白をもたせたレイアウトとする。

(3) ポスターの印刷について

ポスターを印刷する用紙はマット紙、コート紙又はそれに準ずる紙質を基本とし、印刷方法はオフセットの4色印刷を前提とする。

(4) ポスターの掲示について

掲示場所は全国主要旅行社、観光関係機関、交通関係機関、道の駅等のほか、国外にも掲示を予定している。

6 成果物

- B 1 サイズ・ B 2 サイズ（縦）及び B 3 サイズ（横）のポスターサイズについて、イラストレータファイル、PDFファイル及びJPEGファイルの電子データを納品すること。
- B 1 サイズ（縦）について、日本語版、英語版の2種類を作成すること。
- 発注者及び岐阜市のSNS投稿やパンフレット、ノベルティ、ホームページ等に使用することを認めるものとし、「4 業務の内容（2）企画デザイン要件②ア〜ク」の記載を抜いた電子データも納品すること。

7 肖像権、著作権等

- 使用する写真、イラスト等については、著作権、肖像権その他第三者の権利を侵害しないものとする。なお、鵜飼関係者が被写体となる写真の使用に関しては、発注者が必要な許可及び権利処理を行うこととする。（取扱いに疑義が生じた場合は、発注者※協会担当者 に確認すること。）
- この業務における成果物及び業務中に作成した素材（イラスト等含む）に発生する所有権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び全ての著作権（著作権法第 27 条から第 28 条に規定する権利を含む。以下同じ。）はすべて発注者に帰属するものとする。また、受注者は成果物に係る著作者人格権を将来に渡って一切行使しないものとする。
- 成果物に第三者が権利を有する著作物（以下「原著作物等」という。）が含まれる場合には、受注者は当該原著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続きを行い、権利を有する第三者から成果物にかかる使用の許可及び事後についても権利の主張を行わない旨の許諾を得ておくこと。また、著作権、肖像権等について確認済みであり許諾を得ている旨を証する書類（任意様式）を署名して提出すること。なお著作権関係の紛争が生じた場合、すべて受注者の責任において処理するものとする。

8 委託料の支払い

委託料の支払いは、委託契約書に定めるところにより、事業完了後に発注者が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることを確認した上で、請求を受けた日から30日以内に受注者に対して支払うこととする。

9 業務の一括委託の禁止

受注者は、業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。

ただし、発注者が承認した場合に限り、業務の一部を第三者へ委託し、又は請け負わせることができる。その場合には、委託内容によっては、再委託先が検査の対象となる場合があるため留意すること。

10 個人情報の取扱い

受注者が業務を行うに当たり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法令及び岐阜市情報セキュリティポリシー等に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び棄損の防止その他個人情報の保護に努めること。

11 守秘義務

受注者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た内容を第三者に漏らすことはできない。また、自己の利益のために使用することもできない。業務完了後も同様とする。

12 岐阜市公契約条例等の順守

受注者は、岐阜市公契約条例等関係法令に準じ、業務を行うこと。

13 その他

- ・業務の実施にあたっては、必要な協議を十分に行い、信義に従って誠実に業務を進めるものとする。
- ・完成に至るまでに修正等の調整を行うことがある。
- ・本仕様書に規定のない事項については、その都度担当者と協議するものとする。

【担当】 公益財団法人岐阜観光コンベンション協会

担当：大野

TEL (058) 266-5588